

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について 受給するために申請が必要な方へお知らせ

新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受ける子育て世帯に対して、臨時特別給付金を支給します。受給にあたり申請が必要となる方はお早めをお願いします。

○給付額

対象児童一人あたり、10万円を一括給付します。(現金5万円+クーポン該当分現金5万円)
令和4年1月頃から順次支給を開始します。

○給付対象児童

以下の給付対象児童の保護者の方に支給します。

- ・令和3年9月分の児童手当給付対象となる児童
- ・令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童
- ・令和4年3月31日までに生まれた児童(新生児)

○申請受付期間

令和4年1月4日(火)～令和4年3月31日(木)

○申請が必要な方は次のとおりです。

- ・所属庁から児童手当を受給している**公務員**の方
 - ・中学生以下のきょうだいのいない(**高校生のみを養育している**)保護者
 - ・令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童の保護者(**新生児**)
- ⇒対象と思われる方には12月中に案内を送付いたしました。申請書に必要事項を記入し、お早めに子育て支援課までご提出ください。

※町で全ての対象者の方を把握することができないため、自らが該当すると思われる場合は子育て支援課までお問合せください。

○提出書類

- ・申請書
- ・振込先の口座が確認できる通帳等のコピー
- ・令和3年度9月分(10月期支払分)の児童手当を受給したことがわかる書類の写し
(支払い通知書、給与明細書等、または令和3年度(令和2年度分)市区町村民税課税証明書)

※公務員の方で児童手当を受給している方は、上記書類に代えて申請書内「公務員児童手当受給状況証明欄」を所属庁から証明を受けて提出することも可能です。